

会員各位

柏市医師会
担当理事 松倉 聰
会長 長瀬 慎村

令和2年度 健保連・協会健保・共済組合（県医集合契約B） 特定健診・特定保健指導の実施について

新春の候、先生にはますます健勝のことと存じます。

さて、来年度の千葉県医師会集合契約に係る特定健診・特定保健指導につきましてご案内申し上げます。参加される際は別添の実施機関届に記載をして、2月14日(金)までに医師会事務所へご返送をお願いいたします。 FAX 7147-1711

《健診等の内容・委託料》

健診の種類	健診内容	委託料(税込)	支払条件
特定健康診査 ■ 基 本 的 な 健 診 項 目 *1 （血 清 ク レ ア チ ニ ン 検 査 及 び eGFR を含む）	既往歴調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況調査含む） 自覚症状及び他覚症状の検査 身体計測（身長・体重・腹囲・BMI） 血圧（収縮期血圧・拡張期血圧） 血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール＊2） 肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP） 血糖検査 （空腹時血糖・ヘモグロビンA1c・随時血糖＊3のいずれか） 尿検査＊4（糖・蛋白）	8,100 円	健診実施後に一括支払 受診券の窓口徴収額と保険者負担をご確認下さい。 窓口徴収額がある場合は、受診者より徴収してください。
詳細健診項目＊5	貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値） 心電図検査 眼底検査 血清クレアチニン検査及びeGFR	899 円 1,430 円 1,232 円 基本的健診に含む	
動機付け支援相当	初回の面接形態は①又は②のどちらかを実施 ①個別面接1回（20分以上） ②グループ面接（8名以下）1回（80分以上） 実績評価 3ヶ月後の実績評価を面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施	集合契約A と同額 ＊決定次第お知らせします。	(1)受診者負担 (2)保険者負担 ・面接支援終了後に保険者負担額の8／10支払 ・実績評価後に保険者負担額の2／10支払
特定保健指導＊5 ■ 積 極 的 支 援	初回時面接、形態は①又は②のどちらかを実施 ①個別面接1回（20分以上） ②グループ面接（8名以下）1回（80分以上） 3ヶ月以上の継続的な支援 直接面接（個別・グループ）支援を1回以上 支援Aの方法で180ポイント以上 又は 支援Aの方法で160ポイント以上 支援Bの方法で20ポイント以上 の合計で180ポイント以上の支援を実施 ＊支援A・Bの内容は厚労省のプログラム（改訂版） 参照 3ヶ月以上の継続的な支援後に実績評価を面接 又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等） で実施	集合契約A と同額 ＊決定次第お知らせします。	(1)受診者負担（初回時） (2)保険者負担 ・初回終了後に4／10 【実績評価まで達成の場合】 ・実績評価後に6／10 【脱落等により終了の場合】 ・5／10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額

《県医集合契約Bに関する注意事項》

- ・中途での追加、辞退及び受託業務の変更は出来ません。今回お申込の内容に関しては、1年間健診及び保健指導を受け付けて下さい。
- ・健診・保健指導機関番号につきましては現在の医療機関の機関番号をご記入ください。
- ・健診結果の通知は、実施医療機関が原則行ってください（健診業務と一体と成すものとされています）。

《健診の実施期間》

- ・受診券に表示されている期間を確認して下さい。柏市国保とは違い通年（令和2年4月～令和3年3月31日）の場合があります。

《留意事項等》

- ・特定健診当日に保健指導の初回面接を開始する運用方法の改善のため、実施機関届に当日保健指導可能かどうかを○で記載ください（この欄に「○」を記載できるのは、動機付け・積極的支援両方可能な医療機関となります）。
但し、これにつきましてはメタボリックシンドローム判定を医療機関で判定し、初回面接を実施後、データ化した判定結果がその範囲でない場合、保険者へ保健指導請求は請求できないことから、「当日保健指導可能」欄の○については、採血の結果等が即日判明する等対応できる医療機関となります。
- ・＊1：令和元年度より、血清クレアチニン検査は、基本健診項目と同様、必須検査項目となります（必ず実施し、報告してください）。
- ・＊2：中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール（総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの）で評価を行うことができます。
- ・＊3：やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c(NGSP値)を測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き隨時血糖による血糖検査を行うことを可とします。
- ・＊4：生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、「検査不能」として実施を行わない場合も認めるものの、他の項目については全て実施してください。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとしてください（未実施扱いの場合、委託費用が支払われません。）。
- ・＊5：詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うとともに、医療保険者に送付する結果データにおいてもその理由を詳述して下さい。
- ・＊6：特定健康診査の結果を受診者に通知する際は、結果内容に合わせた実施基準第3条に基づく必要な情報を提供して下さい。また、当該結果通知を対面により実施する場合において、特定健診の実施後速やかに受診者と面談できない場合は郵送により実施して下さい。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準

第3条 保険者は、法第23条の規定により、特定健康診査を受けた加入者に対し、特定健康診査に関する結果を通知するに当っては、当該特定健康診査に関する結果に加えて、当該加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する关心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない。
2 保険者は、前項の通知及び同項の情報の提供に関する事務を、特定健康診査を実施した機関に委託することができる。

《千葉県医師会が窓口となる健診結果電子化及び請求代行について》

- ・令和2年度も（株）エストコーポレーションの予定です。TEL 0120-728-555
- ・結果通知の発送代行を希望する場合は、直接（株）エストコーポレーションへ申し込み下さい。
- ・千葉県医師会指定の特定健診記録票は、医師会事務所でお渡しできます。
- ・詳細な健診項目の記録票は、県医様式をお渡ししますので、医師会事務所へお問合せ下さい。
- ・特定保健指導の記録票は、業者が無料で提供しますので、千葉県医師会へお問合せ下さい。
- ・記録票の提出は、千葉県医師会へ毎月15日必着でお願いします（祝日・年末等は早まる場合があります。ご注意ください）。
- ・記録票及び受診券については、原本ではなくコピーを千葉県医師会宛にお送り下さい。
- ・特定保健指導の対象者には、保険者から対象者に利用案内と利用券が配布されます。